

3 空家等対策の基本方針

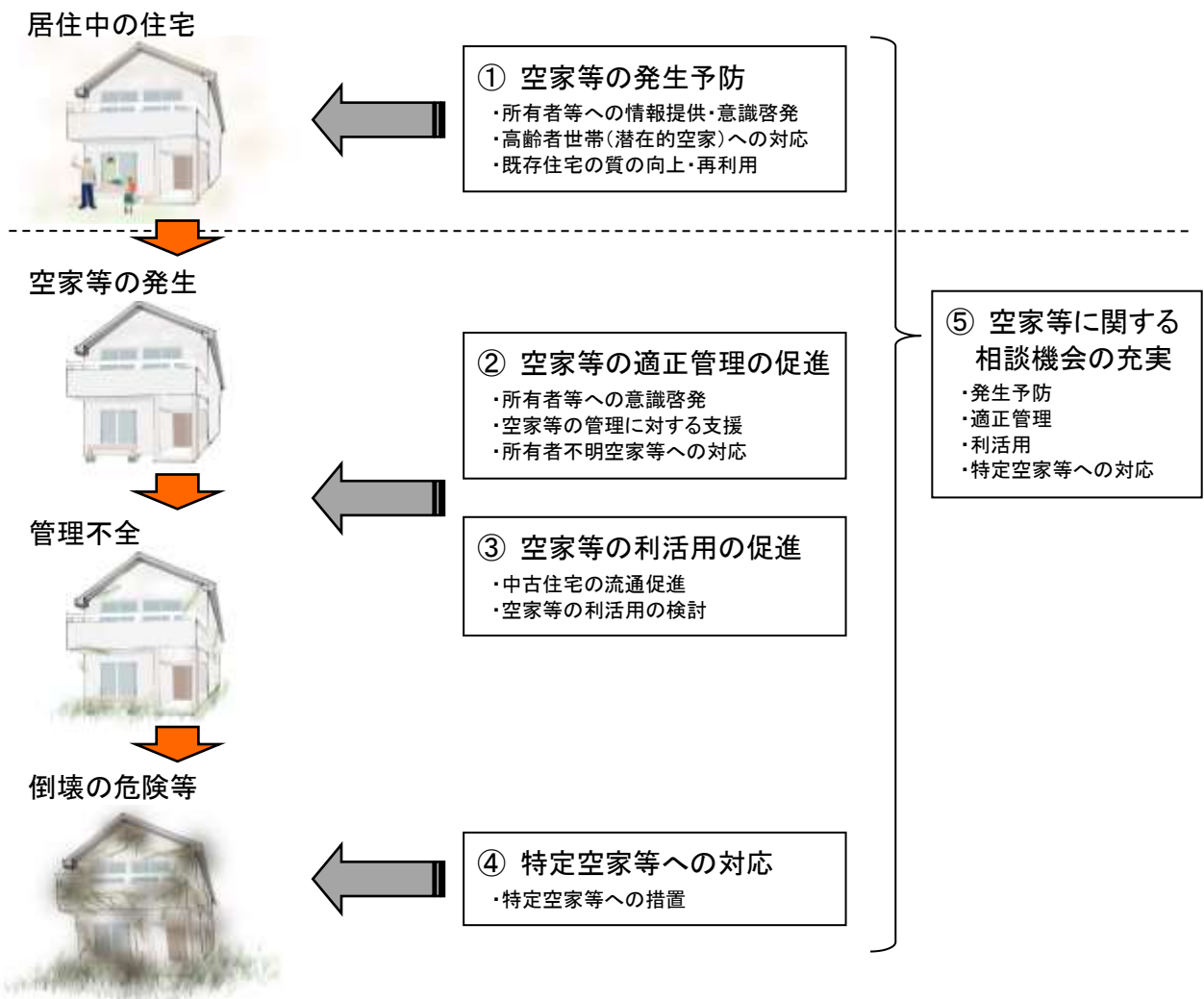
3-1 基本的な考え方

空家等対策にあたっては、適正に管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなかで、その生活環境の保全を図る一方、空家等を地域活性の維持及び増進につながる資源として捉え、有効活用を促進していく必要があります。

また、今後は人口減少社会に突入し、少子化・高齢化が進展してくなかで、空家等のそもそもの発生を抑制することも重要です。

このような認識のもと、市及び所有者、関連事業者等がそれぞれの責務の下に、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

【概念図】



3-2 基本方針（①～⑤）

基本方針① 空家等の発生予 防

適切な管理が行われないことにより生じる空家等の問題を周知し、居住段階から空家等としないように備えることの必要性を啓発します。また、住宅を資産として活用する方法や、住宅を長期間にわたって使う方法等について情報提供を行うことにより、空家等を発生させにくい環境づくりを進めます。

基本方針② 空家等の適正管 理の促進

空家等管理の第一義的な責任は所有者又は管理者にあることから、所有者等による適正な管理を支援することにより、管理不全となる空家等の増加を防ぎます。

基本方針③ 空家等の利活用 の促進

資産活用に対する情報提供や相談機会の充実など、賃貸・売買に際しての後方支援を行うことにより、空家等の円滑な市場流通や地域活性に資する空家等の有効活用を促進します。

基本方針④ 特定空家等への 対応

適正に管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置を適切に講じ、生活環境の保全を図ります。

基本方針⑤ 空家等に関する 相談機会の充実

住民等からの空家等に関する様々な相談に応じる機会を充実させ、空家の発生予防や空家等の適正管理、空家等の流通・利活用の促進など、空家等対策の全体にわたって、情報提供及び助言等の必要な支援を行います。